

秋田4期地区活性化計画

秋 田 県

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 秋田4期地区							
都道府県名	秋田県	市町村名	秋田市ほか6市 (大館市、北秋田市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市)	地区名	洞喰、カラムシ岱、吉田、下田平、平沢、柴野、平根、高屋敷、小神成太田、栄南部	計画期間	平成23年度～平成25年度

目 標：
 農業生産基盤の整備により地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、これら生産基盤の整備を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。
 具体的な目標数値としては、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保面積を1地区で134.0ha、また、9地区で基盤整備事業着手により区域内における担い手農家数85人を維持・確保するとともに、農家経営の安定化を図り、農業従事者の定住を図る。

目標設定の考え方

地区の概要：
 本県は、本州北部、日本海側に位置し、東の県境に奥羽山脈、北の県境には世界遺産に登録された白神山が、南の県境には鳥海山がそびえ、西には日本海が開ける風光明媚な地勢を有している。県土の総面積は11,636km²で、全国の都道府県では第6位の広さであり、13市9町3村(H23.2時点)からなっている。
 本県では、県土面積の約13%にあたる151,300haが耕地として利用されており、耕地面積では全国第7位となっている。特に、雄物川、米代川、子吉川の三大河川の流域沿いの盆地や海岸平野には広大で肥沃な優良農地がひらけ、土地利用型農業には恵まれた条件を有している。

現状と課題
 本県の農業の現状としては、認定農業者制度を活用しながら経営規模の拡大や多角化、複合化を進めるとともに、集落営農組織の法人化等による地域の自立的な発展を促進するなど、高い経営力を持つ農業経営体の育成が重要である。また、「農地・水・環境保全向上対策」については、全県で700を超える組織が共同活動に取り組んでおり、秋田の原風景を守り継ぐ県民運動として推進している。
 一方、本県は高齢化率が全国トップレベルであることに加え出生率も全国最下位であり、農業生産基盤の整備を契機とした地域農業の担い手の確保・育成や農業構造の改革等による地域経済の活性化が課題となっており、定住等を促進に資する地域農業の振興を図るためにも生産基盤の整備を行う必要がある。

今後の展開方向等
 本県の農業は、担い手の高齢化、若者の流出等による後継者不足により集落機能等の低下が懸念されている。
 このため、区画整理などの生産基盤の整備を通じて新たな担い手や営農組織等を育成することにより農地の利用集積の促進を図るとともに、農業用排水路整備によるかんがい用水の安定確保や維持管理費等の軽減を図り、農業経営の効率化・安定化を目指す。また、これら生産基盤の整備を通じて地域農業の担い手の確保及び後継者の育成や集落営農組織の設立・法人化を推進することにより、米と野菜等の複合経営の確立による農業所得の向上を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
大館市	洞喰	基盤整備(農業用排水施設)	洞喰地区土地改良共同施行	有	イ	
北秋田市	カラムシ岱	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
北秋田市	吉田	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
能代市	下田平	基盤整備(地形図作成)	能代市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	二ツ井町土地改良区	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
秋田市	平沢	基盤整備(地形図作成)	雄和中央土地改良区	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	雄和中央土地改良区	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
由利本荘市	柴野	基盤整備(地形図作成)	由利本荘市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	内越土地改良区	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
由利本荘市	平根	基盤整備(地形図作成)	由利本荘市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	鳥海町上川内堰土地改良区	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
大仙市	高屋敷	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	秋田県	無	イ	H25～H31
大仙市	小神成太田	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
		戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H25～H31
横手市	栄南部	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
		基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
		戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24～H30

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本活性化計画の推進に当たっては、市町村及び関係土地改良区との連携はもとより市町村等で構成する地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域の担い手農家への支援・指導を強化する。

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域

秋田4期地区(秋田市ほか6市)	区域面積	1,964.7ha																																																																																																
本計画の区域面積を計画事業10地区の区域面積の総計とする。																																																																																																		
区域設定の考え方																																																																																																		
<p>法第3条第1号関係: 区域面積 1,964.7haのうち農林地面積は1,823.9haで、農林地率は92.8%となり、80%以上を占める。 区域内の全就業者数に対する農林漁業従事者の割合は次のとおり。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全就業者数</th> <th>農林漁業従事者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>洞喰</td><td>253</td><td>173</td><td>68.4%</td></tr> <tr><td>カラムシ岱</td><td>102</td><td>35</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>吉田</td><td>104</td><td>29</td><td>27.9%</td></tr> <tr><td>下田平</td><td>243</td><td>168</td><td>69.1%</td></tr> <tr><td>平沢</td><td>381</td><td>210</td><td>55.1%</td></tr> <tr><td>柴野</td><td>482</td><td>52</td><td>10.8%</td></tr> <tr><td>平根</td><td>211</td><td>80</td><td>37.9%</td></tr> <tr><td>高屋敷</td><td>60</td><td>29</td><td>48.3%</td></tr> <tr><td>小神成太田</td><td>407</td><td>125</td><td>30.7%</td></tr> <tr><td>栄南部</td><td>224</td><td>87</td><td>38.8%</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,467</td><td>988</td><td>40.0%</td></tr> </tbody> </table>		全就業者数	農林漁業従事者数	割合	洞喰	253	173	68.4%	カラムシ岱	102	35	34.3%	吉田	104	29	27.9%	下田平	243	168	69.1%	平沢	381	210	55.1%	柴野	482	52	10.8%	平根	211	80	37.9%	高屋敷	60	29	48.3%	小神成太田	407	125	30.7%	栄南部	224	87	38.8%	計	2,467	988	40.0%																																																
	全就業者数	農林漁業従事者数	割合																																																																																															
洞喰	253	173	68.4%																																																																																															
カラムシ岱	102	35	34.3%																																																																																															
吉田	104	29	27.9%																																																																																															
下田平	243	168	69.1%																																																																																															
平沢	381	210	55.1%																																																																																															
柴野	482	52	10.8%																																																																																															
平根	211	80	37.9%																																																																																															
高屋敷	60	29	48.3%																																																																																															
小神成太田	407	125	30.7%																																																																																															
栄南部	224	87	38.8%																																																																																															
計	2,467	988	40.0%																																																																																															
<p>法第3条第2号関係: 区域内の農業就業人口の減少及び65歳以上の高齢化割合が高いことから、定住等の促進に資する農業の振興を図るため農業生産基盤の整備が必要な区域である。 農業集合人口の減少及び65歳以上の割合は次のとおり。</p>		<table border="1"> <caption>農業就業人口の減少</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H22</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>洞喰</td><td>196</td><td>173</td><td>11.7%</td></tr> <tr><td>カラムシ岱</td><td>42</td><td>35</td><td>16.7%</td></tr> <tr><td>吉田</td><td>30</td><td>29</td><td>3.3%</td></tr> <tr><td>下田平</td><td>248</td><td>168</td><td>32.3%</td></tr> <tr><td>平沢</td><td>215</td><td>210</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>柴野</td><td>60</td><td>52</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>平根</td><td>92</td><td>80</td><td>13.0%</td></tr> <tr><td>高屋敷</td><td>32</td><td>29</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>小神成太田</td><td>132</td><td>125</td><td>5.3%</td></tr> <tr><td>栄南部</td><td>96</td><td>87</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,143</td><td>988</td><td>13.6%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>高齢化割合</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>人口</th> <th>65才以上</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>洞喰</td><td>336</td><td>105</td><td>31.3%</td></tr> <tr><td>カラムシ岱</td><td>207</td><td>66</td><td>31.9%</td></tr> <tr><td>吉田</td><td>215</td><td>103</td><td>47.9%</td></tr> <tr><td>下田平</td><td>411</td><td>246</td><td>59.9%</td></tr> <tr><td>平沢</td><td>690</td><td>221</td><td>32.0%</td></tr> <tr><td>柴野</td><td>858</td><td>214</td><td>24.9%</td></tr> <tr><td>平根</td><td>376</td><td>127</td><td>33.8%</td></tr> <tr><td>高屋敷</td><td>105</td><td>32</td><td>30.5%</td></tr> <tr><td>小神成太田</td><td>688</td><td>135</td><td>19.6%</td></tr> <tr><td>栄南部</td><td>374</td><td>110</td><td>29.4%</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,260</td><td>1,359</td><td>31.9%</td></tr> </tbody> </table>		H17	H22	減少率	洞喰	196	173	11.7%	カラムシ岱	42	35	16.7%	吉田	30	29	3.3%	下田平	248	168	32.3%	平沢	215	210	2.3%	柴野	60	52	13.3%	平根	92	80	13.0%	高屋敷	32	29	9.4%	小神成太田	132	125	5.3%	栄南部	96	87	9.4%	計	1,143	988	13.6%		人口	65才以上	高齢化率	洞喰	336	105	31.3%	カラムシ岱	207	66	31.9%	吉田	215	103	47.9%	下田平	411	246	59.9%	平沢	690	221	32.0%	柴野	858	214	24.9%	平根	376	127	33.8%	高屋敷	105	32	30.5%	小神成太田	688	135	19.6%	栄南部	374	110	29.4%	計	4,260	1,359	31.9%
	H17	H22	減少率																																																																																															
洞喰	196	173	11.7%																																																																																															
カラムシ岱	42	35	16.7%																																																																																															
吉田	30	29	3.3%																																																																																															
下田平	248	168	32.3%																																																																																															
平沢	215	210	2.3%																																																																																															
柴野	60	52	13.3%																																																																																															
平根	92	80	13.0%																																																																																															
高屋敷	32	29	9.4%																																																																																															
小神成太田	132	125	5.3%																																																																																															
栄南部	96	87	9.4%																																																																																															
計	1,143	988	13.6%																																																																																															
	人口	65才以上	高齢化率																																																																																															
洞喰	336	105	31.3%																																																																																															
カラムシ岱	207	66	31.9%																																																																																															
吉田	215	103	47.9%																																																																																															
下田平	411	246	59.9%																																																																																															
平沢	690	221	32.0%																																																																																															
柴野	858	214	24.9%																																																																																															
平根	376	127	33.8%																																																																																															
高屋敷	105	32	30.5%																																																																																															
小神成太田	688	135	19.6%																																																																																															
栄南部	374	110	29.4%																																																																																															
計	4,260	1,359	31.9%																																																																																															
<p>法第3条第3号関係: 既に市街地を形成している区域及び都市計画法に基づく用途地域は含まない。</p>																																																																																																		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画目標である農業用排水施設等の機能の確保面積については、計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により、条件整備された農地面積を集計する。また、担い手農家数については、各地区毎に市町村担当部局からの担い手認定農業者数の報告を集計するとともに、担い手農家数の内訳として新規就農者や新たな担い手農家数を把握し、評価内容の妥当性について県第三者委員会の意見を聴いた上で、その結果を公表する。

なお、集落営農組織や農業生産法人等の場合は、当該経営体のオペレーターなどの専従職員(農業従事者)を担い手農家としてカウントする。